



## 第 29 号

石田 郁雄  
KCCN 理事  
司法書士

### 相続手続きについて

金融機関や不動産の名義について、相続の手続きをしなくてはならなくなった場合、必要な書類や手続きについてはほしい共通ですので、覚えておいたら便利です。

#### 【必要なもの】

#### 1、亡くなった方の戸籍謄本（除籍謄本・原戸籍謄本を含む）

亡くなった方の出生時から死亡時までの戸籍謄本（除籍謄本・原戸籍謄本を含む）をすべて取り寄せます。これは、亡くなった方に相続人となる子が何人いるかを確認するためのもので、実家の戸籍謄本などを取り寄せることとなりますが、本籍地が遠隔地の場合は、郵送で取り寄せることも可能です。

#### 2、亡くなった方の戸籍附票

「戸籍附票」とは、住所移転の経緯が書いてある書類です。これも本籍地で取得します。登記簿や金融機関に登録されている住所が現在の住所と異なっている場合など、同一性を証明するためにこの書類を提出します。

#### 3、相続人の戸籍謄本（または戸籍抄本）

相続人の存在を証明するためのものですので、その人のみの証明書（＝戸籍抄本）でも OK です。

#### 4、相続人の印鑑証明書

遺産分割協議書（後述）に相続人の印鑑証明書を添付するために必要となります。実印を登録していない場合は、実印を登録して印鑑証明書を取得します。

#### 5、その他

不動産登記手続きの場合、相続人の住民票、不動産の固定資産評価証明書が必要になります。また金融機関の手続きの場合、相続人の本人確認書類（運転免許証やパスポート等）も必要となることがあります。

## 【相続手続きの流れ】

- 1、 上記の書類を取寄せ、まず相続人が誰であるかの確認をします。
- 2、 遺産の調査をします。預金・貯金があることが判明している金融機関に対しては残高証明を取り寄せます。判明していない場合は、金融機関からの郵便物がないかを調査します。不動産について判明していない場合、市区町村の役場で「名寄帳」という書類を取り寄せることで、判明する場合があります。その他、現金・株式・高価な物品などを調査してリストにします。
- 3、 遺産をどのように分けるかを相続人全員で相談します（遺産分割協議）。協議が整えば「遺産分割協議書」という書面にし、相続人全員が署名し実印を押印します。
- 4、 遺産分割の協議が整わない場合、家庭裁判所に調停を申し立てることもできます。
- 5、 金融機関へは所定の書面に記載し、必要書類を提出して手続きします。不動産については法務局（登記所）へ必要書類を添えて登記申請書を提出します。
- 6、 相続税の申告が必要な場合は10ヶ月以内に申告を行います。相続税の申告が不要な場合（遺産の総額が相続税がかからない範囲である場合）は原則的に相続の手続きに期限はありません。
- 7、 遺言書がある場合や相続を放棄する場合は、上記とは違う手順となります。

(2016年6月)